

健康保険の今後の財政と料率

従来よりお知らせしているとおり、今後の保険料率を考へる上で最大の支出項目である給付費と納付金（高齢者医療負担金）は、今後とも着実な増加が見込まれ、保険料率の見直し（引き上げ）は不可避の状況に変わりはありません。とりわけ昨年10月に国会に提出された「社会保障制度改革の全体像及び進め方を明らかにする法律案（いわゆる「プログラム法案」）では、納付金（高齢者医療負担金）の内の後期高齢者支援金の100%総報酬制への移行（当健保組合への影響額は約9億円の負担増、料率で約5%の引き上げ）が明記され、27年度導入の可能性が高くなっています。

このような状況下、先の組合会（昨年10月28日開催）で確認した当年度見込を出発点とした当健保組合の健康保険の財政と料率の今後の予測は、次のとおりです。

平成26年度 本来は4%程度の引き上げが必要だが、別途積立金を一部取り崩すことにより、料率は78%に据え置く（なお、介護保険料率も現行の10%に据え置く見込み）。

平成27年度 後期高齢者支援金の100%総報酬制が導入された場合、他の要素も含めて全体で9%程度の大幅な料率引き上げが必要だが、法定準備金の積立基準の制度改定を活用した取り崩し等により84%水準（6%の引き上げ）を見込む。

平成28年度 収支均衡料率は91%が必要だが、90%の水準（6%の引き上げ）を見込む（一方、この時点の健保連約1400組合の収支均衡料率の平均は104%水準が予測されている）。

次年度の保険料率については、2月開催の予算組合会で最終決定されますが、今後も適切かつ機動的な対応ができるよう検討を進めてまいります。

健康保険組合財政の効率化

健康保険組合財政を見る指標のひとつに「保険料を負担している」被保険者一人当たり」という指標があります。

この指標で当健保組合の支出項目ごとの効率性を他健保組合比で見たのが「表3」です。健保組合の支出項目にはある程度コントロールできる項目（★表示）とできない項目がありますが、残念ながら支出の大半を占めている「法定給付費」と「納付金」はコントロールが難しい項目です。当健保組合の場合、「法定給付費」は他健保組合比やや低い水準である一方、「納付金（高齢者医療負担金）」は報酬比例の要素があり、当健保組合は他健保組合に比べ相対的に報酬は高いため、やや高めとなっております。

次にコントロールがある程度できる項目をみると、健保組合の運営費である「事務費」は他健保組合比かなり低く、「付加給付費」は今年度の制度改定により来年度では他健保組合平均水準が見込まれますが、「保健事業費」は他健保組合比かなり高い水準にあります。「保健事業費」は一般的には「保養所」「体育奨励費」「健康診断の補助」等で構成されていますが、当健保組合の場合は「保養所」や「体育奨励費」はまったくなく、概ね被保険者である社員と任意継続者、被扶養者である配偶者への健康診断費用の補助となっております。

社員については事業主で要した健診費用の75%を事業主に還元し、配偶者や任意継続者に対しては健保組合が業者に委託して実施しています（表4参照）。

配偶者や任意継続者に対する健診の受診率は大体65%程度（表5参照）で、35歳以上の方ですと大体45万円を要する健診を自己負担なしで行っています。損保の他健保組合でも同様の健診補助制度がありますが、いずれも補助方式や一部自己負担方式であり（表6参照）、全額健保組合負担という所はあまりなく、一部自己負担の可否について受診率への影響も含めて検討しています。

表3 健保組合支出項目 平成24年度被保険者一人当たり数値

事務費★	当健保組合 (参考)支出総額		損保他 8組合平均	三井系他 18組合平均	住友系他 6組合平均	健保連約 1400組合平均
	76百万円 (84百万円)	3,051円 (3,393円)				
法定給付費	5,565百万円 (5,313百万円)	222,254円 (215,854円)	227,682円 (220,961円)	251,867円 (249,778円)	264,807円 (310,324円)	不明 (225,866円)
付加給付費★	217百万円 (273百万円)	8,654円 (11,100円)	6,307円 (6,222円)		11,088円 (13,637円)	不明 (5,691円)
納付金 (高齢者医療負担金)	5,795百万円 (5,145百万円)	231,424円 (209,007円)	222,558円 (216,722円)	207,947円 (184,358円)	284,539円 (266,236円)	不明 (183,824円)
保健事業費★	880百万円 (875百万円)	35,147円 (35,558円)	28,899円 (26,745円)	21,565円 (21,649円)	23,817円 (27,065円)	不明 (19,739円)

★…ある程度、支出のコントロールが可能な項目

事務費 他健保組合比とりわけ低い（効率的な）水準。
法定給付費 全健保組合の平均をやや下回る水準。
付加給付費 本年度制度改定により、来年度には被保険者一人当たり数値は6,000円台となる模様。
高齢者納付金 負担の算出は報酬比例の要素もあり、全健保組合平均をやや上回る水準。
保健事業費 当健保組合の保健事業費は保養所・体育奨励費は一切無く、支出の大半は健康診断の補助に充てられているが、他健保組合比高い水準。

表4 保健事業費における健康診断の補助制度

受診者	健診の実施主体	健保組合の補助制度
社員	事業主	事業主（全額負担）の要した費用の75%を健保組合が事業主に補助
配偶者、任意継続者	健保組合	全額（35歳以上で男性39,000円、女性39,000～50,000円程度）健保組合が補助

表5 配偶者・任意継続者健診受診率の推移

	配偶者		任継者（家族含む）		計	
	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度	平成23年度	平成24年度
健診対象者	7,553人	7,800人	1,113人	1,232人	8,666人	9,032人
受診者	4,925人	5,073人	697人	779人	5,622人	5,852人
受診率	65.2%	65.0%	62.6%	63.2%	64.9%	64.8%

表6 損保健保組合の配偶者・任意継続者健診補助水準

健保組合	自己負担の方式	補助額、自己負担額水準
当健保組合	なし	(35歳以上で男性39,000円、女性39,000～50,000円の健診を全額補助)
A 健保組合	(一部)自己負担方式	男性7,500円、女性10,000円を(一部)自己負担。
B 健保組合	補助方式	男性30,000円、女性33,000円を健保組合から補助。
C 健保組合	補助方式	男性・女性一律21,000円程度を健保組合が補助。
D 健保組合	(一部)自己負担方式	男性・女性費用の20%を(一部)自己負担。

表2 健康保険の経常収支と内部留保残高の推移

